



Title	目で見るWHO 第75号 巻末資料等
Author(s)	小笠原, 理恵
Citation	目で見るWHO. 2021, 75, p. 34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86508
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

WHO インターンシップと 日本WHO協会による支援助成制度

最近WHOインターンシップの制度、申し込み方法などが変わっています。以下はWHOホームページよりの情報を抄訳していますが、詳しくはWHOのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.who.int/careers/internships/en/>

WHO インターンシップとは

WHOのインターンシッププログラムは大学及び大学院の学生に対し、WHOの技術的かつ実施的プログラムに関する理解を深め、保健分野における彼らの知識と経験を豊かにし、それによって公衆衛生の進歩に貢献することを目的として広範な機会を提供しています。

大多数の学生は保健関係のプログラムに割り当てられますが、専攻分野に応じコミュニケーション、渉外や人事など、専門に見合った部門に割り当てられます。期間はWHOの部門のニーズとインターンの都合により、6～24週間程度です。2020年1月から、必要とする学生に対してWHOが手当を支給する制度が始まります。

どのような人が申し込める？

- ・申し込み時点で20歳以上
- ・大学または正式の資格を得るための相当の施設に属していること(既に卒業した人でも卒業後6か月以内なら申し込むことができる。)
- ・インターンシップを始める時点で大学のフルタイム3年間の課程を終了している。
- ・第一学位として公衆衛生、医学あるいはWHOの技術的分野に関連する社会分野の学位を持つ、あるいはマネジメントやアドミ分野の学位をもつ
- ・WHO職員の関係者ではない(子ども、兄弟、親など)
- ・割り当てられたオフィスの仕事上の言語の少なくとも一つが流ちょうである
- ・以前にWHOのインターンシップに参加したことがない

インターンの出身国は？

以下の図表はWHOのデータベースから集計したものです。

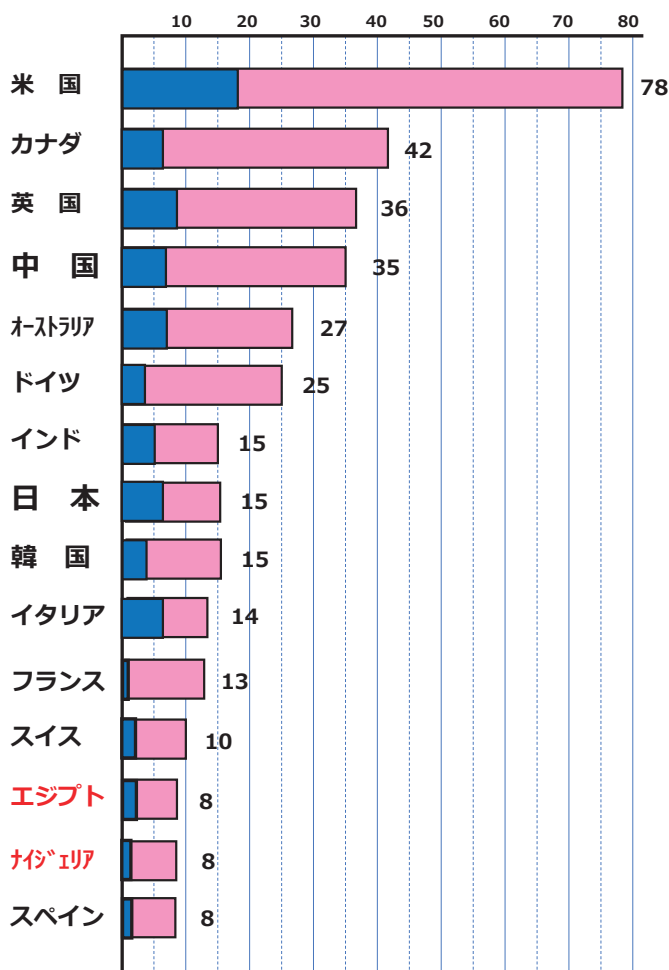
日本WHO協会のインターンシップ支援助成制度とは

日本WHO協会では日本人のインターンシップを促進する目的で、WHOインターンシップに申し込み採用が決まった人に対して助成を行っています。詳しくは次ページの通りです。

日本のインターン数(2015-2019)

暦年	計	男	女
2015	21	6	15
2016	34	15	19
2017	26	6	20
2018	17	7	10
2019	15	6	9
累計	113	40	73

国別インターン数(2019) ■ ; 男 ■ ; 女



WHO インターンシップ支援助成のご案内

趣旨

日本 WHO 協会が進める WHO への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインターンとして登用された個人に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。

応募資格

WHO の本部、西太平洋地域事務局、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターンとして登用が決定した者

応募方法

WHO でのインターン採用決定内容と助成支援を必要とする理由（他の支援制度適用の状況等）を付して協会事務局へ申請してください。申請は事前申請とし、できれば渡航の1か月前までに申請してください。

申請書必要記載事項（様式不問・メール可）

- ① 氏名等：氏名（フリガナ）、住所、連絡先メール、電話番号
- ② 履歴：生年月日、学歴、職歴、申請時現在の所属、顔写真
- ③ インターン採用の決定内容：行き先、期間、職務内容（採用内容が分かる WHO 発行資料のコピーを添付
- ④ 助成必要理由：必要経費予想額と他の支援制度適用の状況
- ⑤ 助成金受け取りの国内銀行口座

助成の決定

申請があった者について、面接又は電話等により応募内容や助成の必要性についての確認等をおこなったうえ、理事会に諮り、助成対象者及び助成内容を決定し、応募者に個別に通知します。

助成対象者の義務等

インターン終了後は、

- (1) WHO での経験を協会機関誌「目で見える WHO」に掲載する記事として報告頂きます。
- (2) 「WHO インターン同窓会」（下記 URL）へ登録をして下さい。

登録フォーム；<https://forms.gle/t6Lurzv8GURqYabB6>

- (3) 約 1 年間は、ファクトシートの翻訳のお手伝い等をしていただきます。

お手伝いいただく内容については、個別にご相談をさせていただきます。

- (4) 日本 WHO 協会では、いままでも WHO インターン修了者の方々とのネットワークを大切にし、いろんな機会に日本 WHO 協会の活動にご協力いただきました。これは、義務ではありませんが、インターン終了後、賛助会員（個人又は学生）に入会いただくと大変にうれしいです。
- (5) 助成金使途についての報告明示義務はありませんが、何らかの事情によりインターンを中止、中断した場合には直ちにその旨を連絡頂き、個別事情により助成金を返還頂く場合があります。

20191008

(公社)日本WHO協会の沿革

- 「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。
- WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター)開設。^{*}
- 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 事務局を京都より大阪市に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 「目で見えるWHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを開催。
- HWO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催。
- メールマガジンの配信を開始。
- 公益社団法人に移行。世界禁煙デーにあたってHWO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
- 公益社団法人に移行
- 第5回アフリカ会議公式氏サイドイベントとしてフォーラムを開催。

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が

発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長 理事長	中野種一郎(1965-73)	副会長 副理事長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
	平沢 興(1974-75)		野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	関 淳一(2010-)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018 -)
	中村 安秀(2018 -)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018 -)

WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事 中村安秀

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States. The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

お知らせ

世界保健総会：2021年を「国際医療従事者年」に決定

加盟国と関係諸機関・団体は今回のパンデミックで何百万人もの医療従事者が献身的な犠牲を払ってきたことを評価し、11月の第73回世界保健総会において、2021年を国際医療従事者年 (the International Year of Health and Care Workers (YHCW)) とすることが満場一致で決定されました。詳しくは以下のWHOのウェブサイトから

<https://www.who.int/news/item/11-11-2020-2021-designated-as-the-international-year-of-health-and-care-workers>

寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。
(匿名希望を除く。50音順、2020年11月末現在)
この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

井戸 亮太 様
窪田 昭男 様
(一社)生産技術振興協会 様
東京サラヤ株式会社 様

グローバルな視野から健康を考え、
国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と
WHO 憲章精神の普及活動を展開しています。

私たちの活動に賛同し、
継続的ご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円

編集委員のページ



小笠原 理恵

大阪大学大学院人間科学研究科ユネスコチェア運営室助教
関西グローバルヘルス(KGH)の集い運営委員代表

米国アリゾナ州で看護学を学んだ後、中国上海市の外資系医療機関でクリニックマネージャーを務める。2017年大阪大学大学院人間科学研究科博士課程修了、2018年より現職。

緩く温かいつながりと苦手意識

COVID-19の影響で、様々な場面でリモートワークを余儀なくされています。文明の利器に疎く、いまだ親子2代でマニュアル車に乗って喜んでいる私には、当初、この流れはなかなか厄介でした。人一倍時間をかけて、説明書を一一つ読み込むように、とにかく基本の「き」から覚えていくしかありませんでした。

そんな私が、まさかオンラインセミナーのホスト役を任されるようになるとは、皮肉にもCOVID-19のおかげと言わざるを得ません。関西グローバルヘルス(KGH)の集いのオンラインセミナーは、今年の5月に始まりました。今でこそオンラインセミナーはあふれかえっていますが、5月の時点ではまだ数は少なく、試行錯誤のスタートでした。ネット上でZOOMからYouTubeにつながる方法を探すのですが、欲しい情報だけを余すところなく載せてくれているページはなかなか見つからず、あっちこっちから情報を探り寄せました。700名以上の参加登録を頂いて始まったオンラインセミナーが、私のボタン操作一つで無に帰してしまうかもしれない緊張感。これは、アメリカで看護学生として初めて患者さんに筋肉注射を打った時のドキドキ感に少し通じるものがありました。

小さなミスは数えきれないほどありました。それでもこれまで計6回をお届けすることができたのは、運営委員メンバーとの緩く温かいつながりがあってこそです。苦手意識は今も変わりません。払拭しようとも思いません。緩く温かいつながりと適度の緊張感。新しいことを始めるときの、まさに醍醐味ではないでしょうか(笑)。

KGHの集いでは、運営を手伝ってくれる仲間を随時募集しています。普段はつながれない人たちと繋がって、真剣に、かつ楽しく切磋琢磨し合いませんか? (連絡先:kansai.gh.tsudoi@gmail.com)

目で見える WHO

2021 冬号 No.75
2021年 1月 1日 発行
定価 1000円(税別)

発行者
中村安秀

編集委員

安田直史(編集長) 磯邊綾菜 小笠原理恵
佐伯壮一郎 白野倫徳 鈴木大地 戸田登美子 藤井まい
松澤文音 柳澤沙也子 山田絵里 吉川健太郎 渡部雄一

発行所

公益社団法人 日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

印刷

株式会社 因州屋
TEL・06-4308-1761

WHO への人的貢献を推進しよう

広告

株式会社 プロアシスト

代表取締役社長 生駒 京子

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33
北浜ネクスビル 28F

TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18

TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

日本ポリグル株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0013 大阪市中央区内本町 2-1-19

TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

岩 本 法 律 事 務 所

弁護士 岩本 洋子

弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901

サンメゾン北浜ラヴィッサ 901

TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106



化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



金鳥渦巻

世界初の
渦巻き型蚊取り線香



キンチョール

日本で初めての
エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。

広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、また、当協会が広告内容について推奨するものではありません。

いのちをつなぐ

SARAYA



家庭内に
持ち込まない!

家族を守る

玄関
消毒

身近な感染対策でまず考えたいのは、
家庭内にウイルスや細菌を持ち込まないこと。
そのためには、帰宅してすぐのタイミング＝玄関でしっかりと
手指を殺菌・消毒することが重要です。



SARAYA

100万人の手洗いプロジェクト

衛生商品の売上の一部で、アフリカ・ウガンダでの
ユニセフ手洗い普及活動を支援します。

公益社団法人

日本WHO協会

Friends of WHO Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F

TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136

URL。 <https://www.japan-who.or.jp/>